

| | |
|---------|----------------------------|
| 氏名 | 河上倫逸 かわ かみ りん いつ |
| 学位の種類 | 法学博士 |
| 学位記番号 | 論法博第47号 |
| 学位授与の日付 | 昭和55年3月24日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第2項該当 |
| 学位論文題目 | ドイツ市民思想と法理論 —歴史法学とその時代— |

論文調査委員 (主査) 教授 上山安敏 教授 田中成明 教授 林良平

論文内容の要旨

本論文は、ドイツの近代法学を創ったサヴィニーの法・国家思想に焦点を合わせながら、ドイツ歴史法学の全体像を解明したものであり、三部と八章に分かれている。

第一部の序論（第一章、第二章）においては、先ず第一章で、歴史法学が、一方では従来の啓蒙期の実利性に墮した法学に歴史学的・言語学的方法を導入することによって、法学の革新運動をもたらし、「学」としての法学の確立を課題としながら、他方で、法ドグマティークに新生面をひらき、そうすることによってラント法の分裂状態を克服して、全ドイツに通用しうる、計算可能な近代市民法体系を樹立することに寄与しようとしたことが明らかにされる。かくて今日法史学者の間に論議される「法の歴史学」か、「歴史的法律学」かの二律背反の問題は、歴史法学自体の担った課題の中にみられることが示されている。

戦後、歴史法学像も、この二つの観点から論議されたが、著者は、第二章で、歴史法学に対する後の評価を網羅的に取り上げ、それを整理することによって、二つの要素の対立を軸にしてその評価が歴史的に変容していることを示す。具体的には、歴史主義的發展論、民族精神、反自然法といった、歴史法学のもつロマン主義的性格が第二次大戦後否定的に解釈され、代って近代法ドグマティークの樹立の面に評価の重点が移った。この歴史法学像の変容が時代の政治的・思想的変化と関連し合っていることを指摘することによって、歴史法学の実像が、実は「時代の要請」として二つの課題に統一的に応えたものであることを論証している。

そうした序論のテーマを主旋律にしながら歴史法学がいかなる時代の全精神運動の中に育成・展開されたかを見るために、第二部本論（第三章、第四章、第五章、第六章）では、当時の学問をとりまく知識社会の構造の解明が行われている。

先ず、西欧においては、先進的革命的な成功、市民社会の形成、統一的国家の樹立、経験科学的な市民文化の創出が自主的に達成されたのに対して、ドイツでは、後進国型の市民社会と思想状況の下におかれていた。そこでは西欧文化が輸入され、土着化してくると、屈折したドイツ文化を生み出す。そのため実在の市民社会を基盤にした経験的な社会分析は育たず、ロマン主義に彩られた精神運動は、市民社会と統一

ドイツを「理性と感覚の共和国＝文筆的ドイツ」というユートピアに見い出そうとする。こうした現実遊離のイデアリスムの傾向が文化を支配したのである。

さらにラントの分裂のために、政治的・経済的・法的な統一性を欠いたドイツでは、文化的同一性の確信に基づく精神運動が国の統合を進める力をもった。ロマン主義と親和力をもったドイツ・イデアリスムスがそれであり、この精神運動の拠点になったのが大学であった。かくて学問と教育の担い手としての大学の社会的考察が展開されている。

ドイツ型市民社会では、近代化が自生的でなく、人為的に「上からの改革」を通じて遂行されざるを得ない。しかしそれは、次のような過程をたどる。すなわち、ドイツのイデアリスムスも「精神」についての議論から「学問論」, 「大学論」, さらに「教育論」へ移行したように、具体的な社会事象に接近する過程、つまり「現実への回帰」の過程が顕著になる。かくて著者は、イデアリスムスの社会的基礎を、大学人の社会的出自、ドイツ型独立自営層としての教養層、私講師制の実態、出版コミュニケーションと大学講義との関係など、当時の社会的背景の下に生き生きと描き出しているが、同時に、こうした実状が、「上からの改革」をめざす国家の近代化政策が滲透するにつれて現われる「国家学」の過程である、ととらえている。

以上に見られるドイツのイデアリスムスの精神運動の一環として歴史法学を把握した著者は、そこに次のような独自の解釈を引き出している。すなわち、歴史法学を、西欧の主知主義＝啓蒙主義の主たる内容をなす自然法論、社会契約論の土着化したものとみ、そこに従来見られたように、たんに歴史法学が自然法学に対する反動だ、とするのではなく、それらから変質したものをみてゆこうとする。したがって西欧文化からの断絶ではなく、むしろ連続面をみようとする。かくて歴史法学は、ロマン主義的歴史主義であると同時に自然法の成果を受け継いだ「陰性自然法」であり、法の形式的合理性、体系性を求める市民階級の要求に応えるものであったとする。

また、大学の存在によってドイツは辛うじて国家たりえた、とするサヴィニーの大学観が、同時代人の感覚を反映したものであったし、そうした大学観が、法典論争においても、またそれを契機に誕生した歴史法学の性格にも現われている。

さらに歴史法学は、法学の革新を行い、学としての法学の樹立をその課題としながら、イデアリスムスが「現実への回帰」の運動に対応するごとく、学問教育の上で次第に官僚制支配と産業社会の形成に対応していった。たとえば学部試験の後退と国家試験の抬頭の中で両者の妥協を図り、歴史法学はフンボルト的国家試験を経た新官僚の中心的学として地位を固めるに至ったのである。

補論としての第三部では、「歴史法学の国家思想」(第七章)、「歴史法学とマルクス」(第八章)が論じられる。第一論文では、サヴィニーの政治的立場は、ドイツ精神運動ないしこれを旧教養層に特徴的な内面的・思想的批判性＝革新性並びに外面的・政治的領域における現実追従性＝保守性をもっており、具体的には反フランス革命的・反絶対主義的な漸進的改良主義であったとしている。従って、彼は政治的な領域で保守主義的信条をもつとはいへ、決して反動ではなかった。サヴィニーは社会契約論を「危険な学説」と叫びつつも、その反動として出現したハラーの反動的な国家学説を非難している。さらに民族と国家に関するサヴィニーの学説の中に政治的自由が息づいていることを論じている。かくて、バーク並びにバ

ークのドイツへの紹介者レーベルクとサヴィニーとの間に思想的親和性を見出している。こうした論述は、ドイツのイデアリスムス＝精神運動が決して西欧との断絶ではなく、西欧文化が輸入され、土着化される過程での変容を意味するというように、西欧文化との連続面を評価する著者の立論に対応するものである。

第二論文の「歴史法学とマルクス」は、青年ヘーゲル派や社会主義者の歴史法学派批判が比較的多い中で、マルクスとサヴィニーの関係を主としてマルクスの側から検討し直そうとする意図で書かれている。先づマルクスがサヴィニーのパンデクデン講義を受けていた学生時代では、マルクスの「父への手紙」を再検討することによって、サヴィニーの「体系的方法」を通じて批判的継承面のあることが指摘される。マルクスがジャーナリストとして活躍した次の段階では、マルクスは、「歴史法学の哲学的宣言」を通じて「歴史法学の旧約聖書」たるフーゴー理論を論難することによって「官僚法学」たるサヴィニー理論を攻撃し、「木材盗伐取締法に関する討論」、「離婚法草案」の論説でサヴィニーに対決するが、そのときですら、サヴィニーから受けた法学教育の刻印を完全には消却し切っていない。なお、さらに次の段階で、「資本論」執筆の時期においても、「社会生活の所産としての法」という認識を通じた両者のつながりがあることを結論づけている。

論文審査の結果の要旨

サヴィニーの歴史法学に関する研究は、我が国でも以前から、多くのすぐれた学者によってなされて来た。それにも増してドイツでの文献は汗牛充棟ともいえる膨大な量を数える。しかもこの研究分野には法思想史、法制史のみならず、法解釈学の側からも鍛え入れられている。論点も極めて多岐にわたっている。それだけ歴史法学の法学史に占める地位は大きいわけである。本論文は、そうした先人の業績を十分咀嚼し、サヴィニー研究に真正面から挑んでいる。我が国において可能なかぎりの数の文献を渉猟し、原典にあたる姿勢をとっている。

勿論本論文は、法解釈学へのアプローチは欠けているが、これほど歴史法学の全体像の解明に迫ったものは今までみられない。我が国でのサヴィニー研究の水準を著しく高めたといえるだろう。

しかも従来の研究にみられる、私法史ないし法思想史の枠をはずし、視角を同時代の政治・社会思想にまで拡げて作成しているが、このような広い視野から歴史法学派をめぐる従来の論争をとらえなおそうというアプローチは、この論文を一貫している一つの特色といえよう。その意味で、伝統的なテーマに斬新な方法論を注入したのものとして高く評価されよう。第二部では、第一部で示された著者の見解を論証するために、歴史法学派を、ドイツの「学」をとりまく知的状況の中に投入し、一方で巨視的な視点から「市民社会」を設定し、この時代の社会を背景にしながら、近代法学が形づくられている過程が叙述されるとともに、他方でエッセイ、伝記、書簡を使って、当時の知識人の日常におけるディテールに現代的視点が照射されている。そこでは、大学人の社会的地位、生活実態、講義様式と書簡出版、教育と試験などが、様々な資料によって丹念に描かれており、しかもそれらの社会現象と行動様式が最終的には権力構造と関連づけて究明されている。このような、知識人の意識構造の社会史的観点からの分析は、現在の我が国における学界動向から見ても、希求されているだけに、本論文は貴重な業績というべきだろう。

よって、本論文は法学博士の学位を授与するに価するものと認める。